

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

令和5年度 第5回理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた日

令和6年1月16日（火曜日）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 岩瀬和春

3 議事録の作成に係る職務を行った者

理事長 岩瀬和春

4 役員数

理事 8名

監事 2名

5 理事会の決議の目的である事項

第1号議案 評議員会の決議の省略及び目的である事項の決定について

(1) 評議委員会の決議の省略についての決定をすること

評議員会の決議について、決議の省略の方法により行うこと。

(2) 代表理事及び業務執行理事の報酬額を改定すること

令和5年12月26日付5総総経第150号により東京都から改定通知のあった「東京都政策連携団体の役員報酬基準」に基づき、別紙（案）のとおり「役員の報酬等に関する規程」を一部改正し、代表理事及び業務執行理事の報酬額を以下のとおり改定すること。

代表理事：14,380,000円 業務執行理事：11,680,000円

規程の適用：令和5年4月1日（遡及適用）

6 概要

令和6年1月5日、理事長 岩瀬和春 が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和6年1月16日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議が無いとの意思表示を得たので、定款第46条の決議の省略の方法により、当該提案を可決承認する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするために、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和6年1月16日

理事長 岩瀬和春